

# 平成23年度における 県内の高齢者虐待の状況について

(対象期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日)

「高齢者虐待防止法」に基づき、公表が求められている養介護施設従事者等による虐待の状況を公表します。

なお、公表の義務はありませんが、養護者による虐待状況についても併せて公表します。

高齢者への虐待は、早期に発見し第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待に気付いたら身近な各市町村の担当窓口、または地域包括支援センター等関係機関に連絡されるようお願いします。

## 1 養介護施設従事者等による虐待状況について

### (1) 通報・届出件数及び虐待件数

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
通報・届出件数	8件	7件	9件	8件	5件
うち虐待と認定した件数	1件	3件	4件	2件	1件

通報・届出件数については、通報・届出内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

### (2) 虐待の状況（虐待と認定した1件）

#### 事案

虐待のあった施設等の種別	有料老人ホーム	
虐待の種別	心理的虐待	
被虐待者の状況	性別	女性
	年齢	78歳
	要介護度	要介護2
	認知症	あり
虐待を行った従事者等の職種	施設管理者	
虐待に対してとった措置	施設に対する指導	

( 3 ) 通報・届出者（重複あり）

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
被虐待者本人	0人	4人	1人	0人	0人
施設従事者(元従事者含む)	4人	3人	2人	0人	0人
家族・親族	2人	2人	0人	1人	1人
その他(匿名含む)	2人	1人	6人	5人	2人

2 養護者による虐待状況について

( 1 ) 通報件数及び虐待件数

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
通報・届出件数	364件	386件	358件	350件	319件
うち虐待と認定した件数	209件	254件	240件	235件	194件

通報・届出件数については、通報・届出内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

虐待認定件数については、虐待内容が多岐にわたる場合及び1人の養護者が複数の高齢者を虐待している場合も1件と計上している。

( 2 ) 認定した虐待の種別（重複あり）

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
身体的虐待	147件	161件	166件	139件	147件
心理的虐待	87件	109件	89件	80件	90件
介護等の放棄等	39件	74件	72件	63件	61件
経済的虐待	47件	75件	87件	61件	68件
性的虐待	2件	1件	3件	3件	2件

( 3 ) 通報・届出者(重複あり)

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	124人	146人	148人	116人	126人
親族	74人	69人	53人	73人	56人
被虐待者本人	57人	52人	54人	54人	52人
民生委員	30人	34人	38人	35人	23人
近隣住民・知人	21人	22人	18人	29人	19人
市町村行政職員	22人	36人	30人	16人	15人
警察	35人	23人	21人	15人	16人
虐待者自身	2人	1人	9人	5人	0人
その他(匿名含む)	41人	40人	29人	41人	29人

( 4 ) 通報・届出に対する市町村の対応状況(重複あり)

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
事実確認	348件	382件	353件	349件	317件
立入調査	1件	2件	2件	0件	0件
虐待者からの分離	91件	93件	83件	86件	68件
うち措置入所等	10件	17件	15件	10件	10件
養護者への支援	149件	180件	184件	174件	183件

措置入所等とは、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」をいう。

( 5 ) 被虐待者の性別

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
女性	167人	202人	180人	188人	155人
男性	44人	58人	69人	48人	43人
計	211人	260人	249人	236人	198人

被虐待者の性別の計は、1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待と認定した件数と一致しない。

( 6 ) 養護者の属性（同居・別居）

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
被虐待者と同居	194件	223件	216件	209件	179件
被虐待者と別居	12件	31件	24件	23件	15件
その他（不明含む）	3件	0件	0件	3件	0件
計	209件	254件	240件	235件	194件

( 7 ) 被虐待者から見た虐待者の続柄（重複あり）

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
息子	102人	123人	135人	101人	90人
息子の配偶者（嫁）	20人	35人	32人	43人	34人
配偶者（夫）	47人	41人	32人	41人	38人
娘	30人	36人	34人	30人	33人
孫	12人	22人	7人	19人	12人
配偶者（妻）	8人	8人	9人	9人	8人
娘の配偶者（婿）	3人	7人	4人	7人	4人
兄弟姉妹	1人	3人	6人	3人	2人
その他（不明含む）	9人	15人	14人	13人	8人

(参考)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(高齢者虐待防止法)」【平成18年4月1日施行】

(第25条)

「都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」

その他厚生労働省令で定める事項とは

- 虐待があった養介護施設等の種別
- 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

高齢者虐待とは

- 高齢者を65歳以上とし、養護者または養介護施設従事者等による次の行為  
　身体的虐待 介護・世話の放棄・放任  
　心理的虐待 性的虐待 経済的虐待

養介護施設とは

- 老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
- 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターなど

養介護事業とは

- 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- 介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など

養介護施設従事者等とは

- 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

市町村の役割

- 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について一義的に責任を持つ。

県の役割

- 市町村間の連絡調整、市町村への情報提供等を行うとともに、養介護施設従事者等の虐待について市町村からの報告を受けたときは、老人福祉法や介護保険法に基づく対応を行う。
- 養介護施設従事者等による虐待の状況等の公表を行う。

高齢者虐待防止法の一部改正(平成24年10月1日施行)

- 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなった。